

## 大和川流域水害対策協議会規約

## (名称)

第1条 この会議は、大和川流域水害対策協議会（以下「協議会」）とする。

## (目的)

第2条 協議会は、気候変動の影響による降雨量の増加や流域の開発に伴う雨水流出量の増加等により浸水被害が著しい大和川流域において、雨水貯留浸透施設等の積極的な推進及び流域の持つ保水・貯留機能の適正な維持、水防災に対応したまちづくりとの連携、住まい方の工夫等、総合的な流域対策を効果的かつ円滑な実施を図るため、流域水害対策計画の作成及び変更に関する協議並びに流域水害対策計画の実施に係る連絡調整を行うことを目的に、特定都市河川浸水被害対策法第六条に基づき設置するものである。

## (協議会の構成)

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会には座長を置くものとし、座長は近畿地方整備局長が務める。
- 3 協議会の運営、進行及び招集は座長が行う。
- 4 協議会は、第1項によるもののほか、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の協議会への参加を求めることができる。
- 5 協議会は、必要に応じて検討WGを設置することができる。

## (協議会の実施事項)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 1 大和川流域水害対策計画の策定及び変更。
- 2 協議会を開催し、上記計画に定められた事項について、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している取組状況等について共有・検討する。

## (会議の公開)

第5条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

## (協議会資料等の公表)

- 第6条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。
- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、協議会構成員の確認を得た後、公表するものとする。

## (事務局)

第7条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

- 2 事務局は、近畿地方整備局大和川河川事務所及び奈良県県土マネジメント部河川整備課、下水道課が行う。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

規約は、令和4年1月12日から施行する。

一部改正 令和4年3月16日

大和川流域水害対策協議会組織

○印は座長

- 奈良県 知事
- 奈良県 総務部長
- 奈良県 危機管理監
- 奈良県 水循環・森林・景観環境部長
- 奈良県 食と農の振興部長
- 奈良県 県土マネジメント部長
- 奈良県 地域デザイン推進局長
- 奈良市長
- 大和高田市市長
- 大和郡山市市長
- 天理市長
- 橿原市長
- 桜井市長
- 御所市長
- 生駒市長
- 香芝市長
- 葛城市市長
- 宇陀市長
- 平群町長
- 三郷町長
- 斑鳩町長
- 安堵町長
- 川西町長
- 三宅町長
- 田原本町長
- 高取町長
- 明日香村長
- 上牧町長
- 王寺町長
- 広陵町長
- 河合町長
- 大淀町長
- 近畿地方整備局 局長
- 近畿地方整備局 建政部長
- 近畿地方整備局 河川部長
- 近畿農政局 農村振興部長
- 近畿中国森林管理局 奈良森林管理事務所長
- 近畿地方環境事務所長
- 近畿財務局 奈良財務事務所長
- 奈良地方気象台長
- 奈良県防災士会 理事長

## 大和川流域水害対策協議会検討WG規約

### (名称)

第1条 この会議は、大和川流域水害対策協議会検討WG（以下「検討WG」）とする。

### (目的)

第2条 検討WGは、気候変動の影響による降雨量の増加や流域の開発に伴う雨水流出量の増加等により浸水被害が著しい大和川流域において、雨水貯留浸透施設等の積極的な推進及び流域の持つ保水・貯留機能の適正な維持、水防災に対応したまちづくりとの連携、住まい方の工夫等、総合的な流域対策を効果的かつ円滑な実施を図るため、流域水害対策計画の作成及び変更に関する協議並びに流域水害対策計画の実施に係る連絡調整を行うことを目的に、大和川流域水害対策協議会規約第3条第5項に基づき設置するものである。

### (検討WGの構成)

第3条 検討WGは、別表1の職にある者をもって構成する。

2 検討WGの運営、進行及び招集は事務局が行う。

3 事務局は、第1項によるもののほか、検討WG構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）の検討WGへの参加を求めることができる。

### (検討WGの実施事項)

第4条 検討WGは、次の各号に掲げる事項を実施する。

1 協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、流域対策等の各種検討、調整を行い、結果について協議会へ報告する。

2 検討WGを開催し、大和川流域水害対策計画に定められた事項について、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している取組状況等について共有・検討する。

### (会議の公開)

第5条 検討WGの会議及び資料は、原則非公開とし、検討WGの結果は、協議会への報告をもって公開する。

### (事務局)

第6条 検討WGの庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、近畿地方整備局大和川河川事務所及び奈良県県土マネジメント部河川整備課、下水道課が行う。

### (雑則)

第7条 この規約に定めるもののほか、検討WGの議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、検討WGで定めるものとする。

### (附則)

規約は、令和4年3月16日から施行する。

## 大和川流域水害対策協議会検討WG 組織

— 印は窓口

- 奈良県 総務部企画管理室長補佐、総務部ファシリティマネジメント室長補佐、知事公室防災統括室長補佐、水循環・森林・景観環境部企画管理室長補佐、水資源政策課長補佐、森と人の共生推進課長補佐、森林資源生産課長補佐、食と農の振興部企画管理室長補佐、農村振興課長補佐、県土マネジメント部企画管理室長補佐、河川整備課長補佐、砂防・災害対策課長補佐、下水道課主幹、技術管理課長補佐、地域デザイン推進局県土利用政策室主幹、住まいまちづくり課長補佐、建築安全推進課長補佐、教育委員会学校支援課長補佐、奈良土木事務所計画調整課長、郡山土木事務所計画調整課長、高田土木事務所計画調整課長、中和土木事務所計画調整課長、吉野土木事務所計画調整課長
- 奈良市 危機管理課長、河川耕地課長、都市計画課長、開発指導課長、下水道事業課長
- 大和高田市 土木管理課長、都市計画課長、下水道課長
- 大和郡山市 市民安全課長、建設課長、管理課長、まちづくり戦略課長、下水道推進課長、農業水産課長
- 天理市 土木課長、都市整備課長、監理課長、農林課長、下水道課長、防災安全課長
- 橿原市 道路河川課長、建築指導課長
- 桜井市 危機管理課長、土木課長、下水道課長、農林課長
- 御所市 都市整備課長、建設課長、地域協働安全課長
- 生駒市 防災安全課長、農林課長、土木課長、下水道課長、都市計画課長、建築課長、事業計画課長
- 香芝市 土木課長、危機管理課長、農政土木管理課長、下水道課長
- 葛城市 建設課長、生活安全課長、都市計画課長、下水道課長
- 宇陀市 建設課長、まちづくり推進課長、下水道課長、農林課長、危機管理課長、総合政策課長、環境対策課長
- 平群町 総務防災課長、経済建設課長、上下水道課長
- 三郷町 総務課長、都市建設課長、下水道課長
- 斑鳩町 安全安心課長、建設農林課長、都市創生課長、上下水道課長
- 安堵町 建設課長、危機管理室課長
- 川西町 総務課長、事業課理事
- 三宅町 まちづくり推進部次長
- 田原本町 防災課長、まちづくり建設課長、下水道課長、地域産業推進課長
- 高取町 総務課長、事業課長
- 明日香村 総務財政課長、地域づくり課長
- 上牧町 総務課長、まちづくり推進課長、建設環境課長
- 王寺町 危機管理室課長、建設課長、都市計画課長、まちづくり推進課長、上下水道課長
- 広陵町 安全安心課長、都市整備課長
- 河合町 安全安心推進課長、まちづくり推進課長
- 大淀町 総務課長、建設産業課長
- 近畿農政局 農村振興部 洪水調節機能強化対策官
- 近畿中国森林管理局 奈良森林管理事務所 災害調整専門官
- 近畿地方環境事務所 環境対策課長
- 近畿財務局 奈良財務事務所 管財課長
- 奈良地方气象台 防災管理官